

199 私立法律学校特別監督条規の實施に付通報(案)

[明治十九年]

〔抹消〕
〔帝国大学総長ノ命ニヨリ左ノ二件及御通知候也〕

一 私立法律学校特別監督条規ハ来明治二十年一月ヨリ實施ス
下ヨリ

一 監督条規第四条第五條第六條ニヨリ帝国大学ヘ差出スベキ
書類ハ〔法科〕^{〔抹消〕}大学書記宛差出スベシ〕監督委員長ヘ〔出スベ
キモノトス〕御差出シ有之度

一 私立法律学校監督ニ関スル庶務ハ法科大学書記〔ニ於テ之
ヲ担任取扱フモノトス〕之ヲ担任ス

上ヘ
一 監督条規第二條中ノ〔必要ノ〕普通学科〔トアルハ科〕

々目ハ方今詮議中ニ付決〔議〕定次第御通〔報ニ及フベク候
也〕知イタスベシ

右総長ノ命〔抹消〕
〔抹消〕ヨヨリ御通報致候也

〔私立法律学校〕

委員長 穂積陳重

二 御中

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、④